

事 務 連 絡

平成20年6月27日

都道府県労働局労働基準部

労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部

補償課長補佐（業務担当）

環境省及び独立行政法人環境再生保全機構が実施する「石綿健康被害救済法の特別遺族弔慰金等に係る周知事業」について（情報提供）

標記の事業については、本年6月30日（月）に環境省及び（独）環境再生保全機構において、別添1により、記者発表されることが予定されているところであるので、管下労働基準監督署へ周知されたい。

また、当該事業については、別添2（現時点での案）により、特別遺族弔慰金のみならず労災保険給付や特別遺族給付金についても周知を行うことを予定しているので、当該対象者から労災保険給付等に関する相談等がなされた場合には、懇切・丁寧に対応すること。

なお、本日提供する資料については、発表前のものであることから、情報管理を徹底すること。

石綿健康被害救済法の特別遺族弔慰金等に係る周知事業の実施について
(お知らせ)

平成20年6月30日(月)
環境省総合環境政策局環境保健部
企画課石綿健康被害対策室
直 通：03-5521-6551
代 表：03-3581-3351
室 長：泉 陽子 (内 6381)
室長補佐：神谷洋一 (内 6382)
係 長：浜島直子 (内 6316)
独立行政法人環境再生保全機構
石綿健康被害救済部給付課
代 表：044-520-9617
課 長：岡本 昇 (内636)
課長代理：日高桂子 (内662)

環境省及び(独)環境再生保全機構は、地方公共団体と協力し、平成20年6月末から、中皮腫死亡者の御遺族の方に対し、人口動態調査の死亡小票を活用した周知事業を行うこととしましたので、お知らせいたします。

1. 背景

石綿健康被害救済法の特別遺族弔慰金等については、平成20年6月12日現在、1,981件について認定が行われていますが、法律の施行日より前に亡くなった方については、平成24年3月27日が請求期限とされています。

環境省及び(独)環境再生保全機構では、従来より、新聞・雑誌等様々な媒体を通じて救済制度に関する広報を行っているところですが、特別遺族弔慰金等について一層の周知を図る観点から、今般、人口動態調査の死亡小票を活用した周知事業を行うこととしました。

2. 内容

本事業では、地方公共団体と協力し、各保健所に保管されている死亡小票から、法律の施行日(平成18年3月27日)より前に中皮腫によって死亡したことが把握できる方について、できる限りその御遺族を特定し、その方に対し、特別遺族弔慰金等の給付制度についてお知らせを行います(併せて労災保険制度や石綿健康被害救済法の特別遺族給付金等についてもお知らせを行います)。事業は(独)環境再生保全機構から各都道府県、保健所設置市又は区へ委託して実施します。

なお、実施に当たって死亡小票を利用することについては、統計法に基づく総務大臣による承認を平成20年6月24日付けで受けました。

3. 今後の予定

今後、準備の整った自治体より順次開始し、今年度中に該当者に対するお知らせを行う予定です。

平成20年〇月〇日
環境省
独立行政法人環境再生保全機構
〇〇保健所

〇〇様

石綿による健康被害に関する特別遺族弔慰金等についてのお知らせ

突然のご連絡、失礼いたします。

平成18年度に石綿（アスベスト）による健康被害者の方などの救済制度が発足し、政府では、対象となる可能性のある方に幅広く制度のお知らせをしているところです。

この度、その一環として、当保健所で保管している死亡小票（亡くなられた方の死亡原因等が書かれている資料）について、法に基づく承認を得て調査したところ、△△様が、「中皮腫」（肺などを取り囲む膜にできる悪性の腫瘍で、そのほとんどが、石綿を吸ったことによるものといわれています。）で亡くなられていたことが分かりました。このため、ご遺族である〇〇様は、この救済制度の特別遺族弔慰金等（別紙Ⅰ）を受給できる可能性があることから、このようなお案内を差上げた次第です。請求期限は平成24年3月27日までとなっております。同封の資料をご一読の上、必要書類等について次頁の受付窓口にご相談いただき、給付に係る請求を行っていただくことをお勧め致します。

なお、次の例のように、石綿を扱う事業所等で働いていらっしゃった方などは、労災等他制度が適用される場合があります。支給要件や給付金額が異なりますので、それぞれの窓口にもお問い合わせされることをお勧め致します。

例)

- ・石綿にさらされる業務に従事することにより、中皮腫等を発症し、これにより平成13年3月26日以前に亡くなられた労働者等のご遺族（※）は、特別遺族給付金（別紙Ⅱ）を受けられる可能性があります。

（※）平成13年3月27日から平成18年3月26日までに亡くなられた労働者等のご遺族も同様に対象とされる予定です。

（お問い合わせ先：最寄りの労働基準監督署又は都道府県労働局）

- ・旧国鉄での業務が原因となって、石綿による中皮腫に罹患して亡くなられた方のご遺族は、鉄道・運輸機構国鉄清算事業管理部（以前の国鉄清算事業団）から補償を受けられる場合があります。

（お問い合わせ先：鉄道・運輸機構国鉄清算事業管理部（03-3506-2327）

本通知と行き違いで特別遺族弔慰金等を機構等に請求されている場合などには、非礼をお許し願いたいと思います。

また、後日、このお知らせを受け取られたかの確認のお電話を当保健所からいたしますので、予めご承知おきください。

お問い合わせ先

独立行政法人環境再生保全機構

電話 0120-389-931 (フリーダイヤル)

※ フリーダイヤルは、東日本エリアは川崎本部、西日本エリアは大阪支部につながります。

〒 212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町1310番

- ・ 制度等に関する一般事項の照会

電話 044-520-9614 企画調整課

- ・ 給付に関する事項の照会

電話 044-520-9617 給付課

環境省石綿健康被害対策室

電話 03-3581-3351

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-1-1

中央合同庁舎4号館1204号室

〇〇保健所

電話 〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

〒 〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇番地〇号

I 特別遺族弔慰金等の仕組み

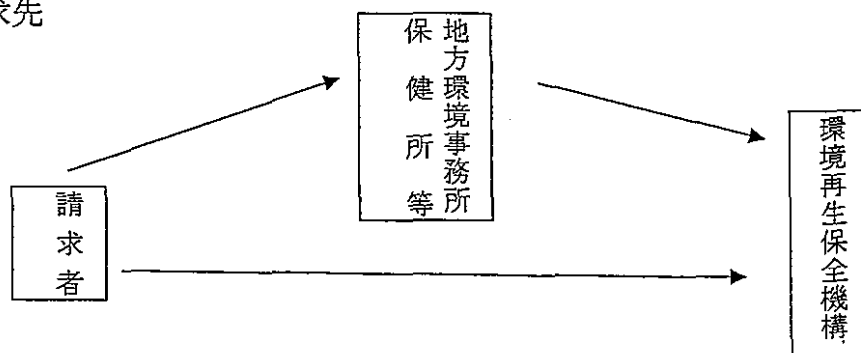
特別遺族弔慰金等は、石綿健康被害救済制度の発足以前（平成18年3月26日以前）に中皮腫によって亡くなった方について、その死亡当時、生計が同一だった遺族の方に支給されます（必ずしも同居していたことを条件とするものではありません。源泉徴収票や保険証の写し、民生委員の証明書などで、生計が同一であったことが分かれば結構です）。

支給の優先順位は、上から、配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の順になりますのでご自身より順位が高い方が他にいらっしゃる場合は高い方から請求してください。

1 請求書に添付する必要のある資料

- ・ 同意書（死亡診断書又は死体検案書を環境生保全機構が確認することについて。）又はカルテの写し（医師の原本証明付きのもの。）
- ・ 請求者と亡くなった方との身分関係を証明することのできる戸籍の謄本又は抄本
（亡くなった方と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった方の場合は、その事実を証明することのできる書類）
- ・ 請求者が亡くなった方の死亡の当時、亡くなった方と生計を同じくしていたことを証明することができる書類

2 ご請求先



3 支給金額

	支給金額
特別遺族弔慰金	2,800,000円
特別葬祭料	199,000円

※ 労災など複数の制度から重複して受給することはできません。

II 特別遺族給付金の仕組み（詳細は最寄りの労働基準監督署又は都道府県労働局にお問い合わせください。）

特別遺族給付金は、労働者又は労災保険の特別加入者であって石綿にさらされる業務に従事することにより、平成13年3月26日以前に中皮腫等で亡くなられた労働者等のご遺族（※）で時効により労災保険の遺族補償給付を受ける権利が消滅した方に適用され、労働者等の死亡の当時の状況によって、特別遺族年金又は特別遺族一時金のいずれかが支給されます（既に労災保険の遺族補償給付を受給している方は対象とはなりません。）。

なお、労働者等が中皮腫等で亡くなられてから5年を経過していない場合は、労災保険の遺族補償給付を受けることができます。

（※）平成13年3月27日から平成18年3月26日までに亡くなられた労働者等のご遺族も同様に対象とされる予定です。

1 必要な書類等

請求書のほか、次の書類等が必要となります。なお、給付の種類やご遺族の状況によって必要な書類が異なりますので、請求に当たってご確認ください

・死亡診断書又は死体検案書等

・請求者と亡くなった方との身分関係を証明することのできる戸籍の謄本又は抄本

〔亡くなった方と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を証明することのできる書類〕

・請求者が亡くなった方の死亡の当時その者と生計を同じくしていたことを証明することのできる書類

2 ご請求先

石綿にさらされる業務に従事していた最終の事業場の所在地を管轄する労働基準監督署

3 支給金額

(1) 特別遺族年金

遺族の人数	年 額
1人	240万円
2人	270万円
3人	300万円
4人以上	330万円

(2) 特別遺族一時金

1, 200万円

（特別遺族年金が支給されていた場合は、支給済み額を差し引いた差額）